

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第15号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年倉吉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 災害応急作業等手当</u></p> <p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p>第13条 <u>災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業又は業務（以下この条において「作業等」という。）に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>(1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）</u></p> <p><u>ア 河川の堤防等</u></p> <p><u>イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺</u></p> <p><u>ウ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域の設定又は拡大が行われた場合において、その設定又は拡大が行われた時までの間における当該区域と同一の地域を含む。）</u></p> <p><u>(2) 避難所の運営、罹災証明書の交付に係る被害状況の調査等</u></p> <p><u>(3) 重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所又はその周辺において行う警備等</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第12条 略</p>

<p>(4) <u>災害対策基本法第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整</u></p> <p>2 <u>災害応急作業等手当の額は、次の各号に掲げる作業等に従事した日1日につきその区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に規定する作業等</u> <u>ア 巡回監視 710円</u> <u>イ 応急作業等 1,080円</u></p> <p>(2) <u>前項第2号及び第4号に規定する作業等</u> <u>710円</u></p> <p>(3) <u>前項第3号に規定する作業等 840円</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、第1項の作業等が日没時から日出時までの間において行われた場合の災害応急作業等手当の額は、前項に定める額に、その額の100分の50に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、同一の日において第1項各号のうち2以上の号に掲げる作業等に従事した場合は、これらの作業等について前2項の規定によりそれぞれ計算した額のうち最も高い額の災害応急作業等手当を支給する。</u></p> <p>(その他) <u>第14条 略</u></p>	<p>(その他) <u>第13条 略</u></p>
---	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。